

2024年6月3日

関係各位

一般社団法人 日本溶接協会
会長 粟飯原 周二
《公 印 省 略》

第6回日本溶接協会マイスター(溶接技能者) 候補者の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当協会事業に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに、第6回 JWES マイスターの候補者を募集いたしますので、下記要領により、ご申請いただけますようお願い申し上げます。

敬具

要 領

1. 主旨

優秀な溶接技能を有した者であり、かつ技能伝承等を通じ溶接界へ顕著な貢献のあった者を JWES マイスターとして認定し、技能の伝承や後進の指導・育成にあたることで溶接技能教育の活性化を推進すると同時に、優秀な溶接技能を有する者のプレゼンス向上を図ることを目的とする。

2. 対象

次のすべてに該当する者とする。

- (1) 規定以上の技能(※)を有すること
- (2) 申請時に、原則として溶接に20年以上、かつ実務に15年以上従事していること
- (3) 現役の技能を有する者であり、認定後も相当年数の活躍が見込まれること
- (4) 技能を有する者の模範と認められ、その技能の伝承に積極的であること
- (5) 後進の指導・育成ができる技能、知識、見識を有し、社会貢献活動として溶接技能教育の実績が一定以上あること
- (6) JIS に基づく溶接技能者の資格において、専門級を1種類以上保有し(現在の資格有無は問わない)、1回以上更新した者

※厚生労働省が実施する「ものづくりマイスター(電気溶接 職種)」と同等以上の技能

3. 申請者

指定機関(当協会が指定した各都道府県における溶接技術の普及および発展に資する、地域で活動する団体)・企業・教育機関

4. 申請書

所定の申請書に候補者についてご記入ください。提出いただいた申請書は返却できませんので、ご留意をお願いいたします。

また、申請書によって提供いただいた個人情報、通知およびホームページへの掲載、報道機関への公表等に利用しますので、あらかじめ候補者の承諾を得たうえで申請をしてください。

5. 提出先

管轄する(一社)日本溶接協会 地区溶接技術検定委員会

事務局名	所在地	電話番号	管轄の都道府県
北海道地区 溶接技術検定委員会	〒003-0808 北海道札幌市白石区菊水八条3丁目11-15	011-822-6678	北海道
東北地区 溶接技術検定委員会	〒981-3206 宮城県仙台市泉区明通4-5-5	022-378-8290	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
東部地区 溶接技術検定委員会	〒210-0864 神奈川県川崎市川崎区池上町1-15	044-299-3541	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、新潟県 山梨県、長野県
北陸地区 溶接技術検定委員会	〒920-3116 石川県金沢市南森本町ホ33-1	076-257-4841	富山県、石川県 福井県
中部地区 溶接技術検定委員会	〒457-0823 愛知県名古屋市中区元塩町6-25-5	052-613-2081	岐阜県、静岡県 愛知県、三重県
関西地区 溶接技術検定委員会	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4-500	06-6341-1805	滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県
中国地区 溶接技術検定委員会	〒731-3166 広島県広島市安佐南区大塚東3-8-11	082-848-0511	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四国地区 溶接技術検定委員会	〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1-5-56	0897-47-5627	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九州地区 溶接技術検定委員会	〒804-0054 福岡県北九州市戸畑区牧山新町2-15	093-881-5610	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県

6. 提出期限

2024年11月29日(金) 消印有効

7. 問合せ先

(一社)日本溶接協会 総務部 総務課 JWESマイスター制度 係
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町4-20 溶接会館9階
TEL : 03-5823-6322

8. 認定の決定

2025年3月上旬を予定しております。発表は、申請者へ通知するとともに、当協会のホームページに掲載いたします。

9. 認定式

認定式は、当協会 定時総会(2025年6月11日開催)の付帯行事において行います。JWESマイスターに認定された方には、認定証の授与と副賞を贈呈いたします。

なお、必要な溶接技能を十分有するものの、溶接技能教育等を通じた溶接界への貢献活動が一定基準に満たない者の中から、JWES準マイスターを認定する場合がありますが、JWES準マイスターは、溶接技能教育等の社会貢献活動を継続していただくことでJWESマイスターへの認定を期待する制度であり、認定式の対象とはなりません。